

令和4年第6回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和4年8月25日(木曜日)

議事日程 第1号

令和4年8月25日(木曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 5 | 報告第14号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について |
| 日程第 6 | 報告第15号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について |
| | 報告第16号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況報告について |
| | 報告第17号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について |
| 日程第 7 | 議案第51号 令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第52号 みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第53号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第54号 みなかみ町地方創生基金条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第55号 令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第12 | 認定第 1号 令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第56号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
14番	高橋市郎君	15番	久保秀雄君
16番	小野章一君	17番	山田庄一君

欠席議員 なし

会議録署名議員

6番	窪田金嘉君	11番	石坂武君
----	-------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	桑原孝治君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	櫻井正宏君	町民福祉課長	中西紀子君
子育て健康課長	入澤はるみ君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	河合博市君
生涯学習課長	丸山浩文君	水上支所長	萩原達也君
新治支所長	合沢衛君	代表監査委員	澁谷正誼君

開 会

午前9時 開会

議 長（山田庄一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め常時マスクの着用をお願いいたします。

なお、アクリル板設置場所に限り、マスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年第6回9月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

なお、気温の上昇が予想されますので、上着の脱着は各自個人でお願いしたいと思います。

発言の訂正

議 長（山田庄一君） ここで、町長より訂正について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） 7月の臨時議会における私の答弁につきまして、字句の訂正をお願いしたいと思います。

議案第49号の質疑におきまして、中島議員から一般競争入札、他者の名前と他者の入札額との質疑に対する答弁のうち、他者の入札額を2億3,450万円、税別と説明しました。正しくは2億3,630万円、税別でございました。訂正し、おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

町長挨拶

議 長（山田庄一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月定例議会を招集したところ、議員各位におかれましてはご参集賜り、厚く感謝申し上げます。

また、今定例会には令和3年度決算認定が審議されることから、澁谷代表監査委員にご出席をいただいております。ありがとうございます。

8月も後半に入り、朝晩は過ごしやすくなりました。虫の鳴き声に季節の移ろいを感じ、秋のみなかみらしい田園風景が見られる時期となりました。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的にも過去最多を記録しております。そのような状況下ですが、小・中学校の夏休みも終わり、今日、8月25日から2学期が始まりました。全国的にも子供たちへの感染が増加をしております。基本的な感染対策を行い、感染しない、させない取組をお願いするところでございます。

町のワクチン接種は、8月15日現在で3回目の接種率が75.62%となっております。60歳以上の4回目の接種率は40.11%となっております。引き続き、多くの町民の皆さんに接種をお願いいたします。

次に、町内の観光入込客数ですが、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年363万人に対して令和3年は194万人で、46.5%と減少しております。今年の1月から6月までの入り込みでは142万9,000人で、令和元年同期間と比較すると73.0%、マイナス27%と大きく落ち込んでおります。

愛郷ぐんまプロジェクトが8月末までとなっておりますが、引き続きの延長を期待しているところでございます。

また、これから台風のシーズンを迎えますが、被害をもたらすような豪雨、暴風などが心配されます。日頃から避難所、避難経路の確認、用水路の見回りなど気に留めて、災害に備えていくことが大切だと思っております。

さて、今議会に提案いたします案件は、報告が5件、契約1件、条例3件、その他1件、認定6件、補正予算1件であります。後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（山田庄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

6番 窪田金嘉君
11番 石坂武君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山田庄一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日8月25日より、9月2日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日8月25日より9月2日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（山田庄一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

初めに、議会閉会中の議員の辞職許可について報告いたします。

7月20日、阿部賢一議員より、7月31日をもって辞職する旨の願が議長に提出され、7月21日にこれを許可いたしましたので報告します。

次に、閉会中の主な事項について報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症については、7月中旬より感染者数が急増し、予断を許さない状況が続いております。このような中で、6月17日には奥利根広域観光連携協議会総会が開催され、出席いたしました。

7月に入り、7月7日、赤谷プロジェクトとみなかみ町との意見交換会、7月8日、群馬県未来構想フォーラム、7月11日、定例利根郡議長会及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会と、第1回沼田・利根地区新高校開設準備に関する意見交換会、7月14日、2022年原水爆禁止国民平和行進及び核兵器廃絶運動、7月26日、2022年非核平和行進群馬県実行委員会より、核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請を受け、7月27日、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会及び利根沼田学校組合議会議員協議会に出席いたしました。

8月に入り、21日にはサロモン藤原湖マラソンが開催され、22日、利根地方総合開発協会理事・代表監事合同会議、定例利根郡議長会及び利根沼田学校組合議会定例会が開催され、出席いたしました。

その他日程は議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（山田庄一君） 日程第4、報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第13号についてご説明申し上げます。

公用車による物損事故を原因とする損害賠償であります。

令和4年2月11日午後3時3分頃、町道猿ヶ京小学校線にて獣害パトロール中、損害賠償の相手が停車していた車のそばを徐行し、通過しようとしたところ、雪道でスリップし、相手方の右側面に接触して破損させたもので、損害賠償の額は43万3,927円あります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年7月25日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議長（山田庄一君） 以上で報告第13号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての報告を終わります。

日程第5 報告第14号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長（山田庄一君） 日程第5、報告第14号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見書をつけて報告するものであります。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標から成っており、いずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を定めなければなりません。

令和3年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。

次に、4つの指標について順次説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないため数値が計上されません。

実質公債費比率につきましては10.7%で、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担が見込まれる額よりもその額に充当可能な財源のほうが大きく、算定値がマイナスとなるため、数値が計上されません。

続いて、公営企業会計に係る資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率は公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、経営健全化基準の20.0%を超える場合には経営健全化計画を定めることとなります。

令和3年度決算に基づく町の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足ではないため、数値が計上されません。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

議長（山田庄一君） 以上で報告第14号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についての報告を終わります。

日程第6 報告第15号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について

報告第16号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について

報告第17号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

議長（山田庄一君） 日程第5、報告第15号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第17号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第15号から第17号まで一括して報告申し上げます。

町が2分の1以上出資している法人である株式会社水の故郷、株式会社猿ヶ京温泉夢未来及び株式会社月夜野振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和3年度のそれぞれの経営状況は、株式会社水の故郷は、当期純損失が351万885円で、前年度に比べ787万1,324円の減額となりました。

次に、株式会社猿ヶ京温泉夢未来は、当期純利益が493万575円で、前年度に比べ1,626万7,904円の増額となりました。

最後に、株式会社月夜野振興公社は、当期純利益が348万4,953円で、前年度に比べ116万2,848円の増額となりました。

以上で経営状況の報告とさせていただきます。

議長（山田庄一君） 以上で報告第15号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第17号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件の報告を終わります。

日程第7 議案第51号 令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第7、議案第51号、令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事の請負契約を締結するものであります。

令和4年8月18日に条件付一般競争入札を行った結果、8,470万円で利根郡みなかみ町後閑84番地3、増田ダイリンみなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事特定建設工事共同企業体、代表者、増田建設株式会社代表取締役社長増田安永が落札をいたしました。当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第51号について、質疑はありませんか。

12番中島信義君。

12番（中島信義君） これについても、他社の入札金額、それと公表予定金額が分かったら教えてください。まず、それからお願いします。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

学校教育課長（河合博市君） ただいまの質問にお答えします。

入札参加業者なんですけれども、条件付一般競争入札で公募しましたところ、1社のみ応募があった状態です。ですので、増田・ダイリンみなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事特定建設工事共同企業体1社のみで、入札価格につきましては消費税抜きで7,700万円、公表された予定価格につきましては税抜きで7,750万円となっております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） この体育館は、築後多分12年か3年しかたっていないと思うんですが、こ

れだけの大規模改修工事が発生したということは、当時の工事に不備があったのか、あるいは、その後自然環境で相当傷んだのか、そういった内容がお願いできればと思います。

と同時に、この屋根工事と外装工事はどんなことをするのか、ちょっと説明いただければと思います。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

学校教育課長（河合博市君） ただいまの質問にお答えします。

みなかみ中学校の体育館につきましては、鉄骨鉄筋コンクリート造ということで、平成6年に建築されまして、築後28年が経過しております。

その間、塗装工事が行われておらず、外壁等ひび割れ、クラック等が発生していたり、屋根等の塗装の劣化も著しくなっておりますので、今回改修する工事となっております。

工事内容につきましては、外壁工事、ひび割れ補修工事なんですけれども、いろいろ点検をしましたところ、延長で658.3メートルのひび割れの補修を行います。

塗装工事なんですけれども、屋根、外壁合わせまして5,960.5平米の塗装工事を予定しております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 2回目の質問のとき、ちょっと私の勘違いから質問を投げかけてしまいましたので、これでちょっと訂正させていただきます。

というのは、これは新しくなったみなかみ中学校、要するに月夜野にある、ということで、実は私、古い、旧水上中学校、水の上の、その中学と勘違いしましたんで、申し訳ありません。一応そういうことでございます。訂正させていただきます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、令和4年度みなかみ中学校体育館屋根・外壁改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第8、議案第52号、みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

最近における物価変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる改正を内容とした公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布、施行されました。

地方公共団体の議会の議員または長の選挙についても、自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成については、条例で定めるところにより衆議院選挙または参議院選挙に準じて無料とすることができると公職選挙法に規定されております。

みなかみ町においても、条例により公職選挙法施行令と同様の限度額を規定しているため、公職選挙法施行令に併せて改正を行うものであります。

以上が改正の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第52号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

これより議案第52号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第9、議案第53号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

令和3年度の人事院勧告で、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が行われ、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が示されました。

既に一部の内容は実施されておりますが、育児休業の取得回数制限の緩和や民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置については施行されておりました。

令和4年6月に人事院規則が公布され、関連する育児休業等の運用が令和4年10月1日より施行されることとなります。これを受け、地方公務員の育児休業等に関する法律や関連する法令においても国と同様の措置が講じられます。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第4項により国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められているところであり、みなかみ町においても国と同様の措置を講ずるものであります。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数制限の緩和であります。現行では原則1回である育児休業を、原則2回までは取得することができるようにするものです。

非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和では、出生後8週間以内までに取得できる育児休業について、子が1歳6か月到達日までの任用継続の要件を、子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までの任用継続とするものであります。

また、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業取得の柔軟化について、当該育児休業の初日が1歳到達日の翌日との限定を限定しないとするものであります。

施行期日については、令和4年10月1日を予定しております。

以上が改正の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第53号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 みなかみ町地方創生基金条例の制定について

議長(山田庄一君) 日程第10、議案第54号、みなかみ町地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第54号についてご説明申し上げます。

地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を制定するもので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第54号について、質疑ありませんか。

久保君。

15番(久保秀雄君) ただいま町長より地方創生基金ということで提案がありました。みなかみ町は幾つかの基金を持っております。その中でふるさと応援基金、こういう基金が現在存在しています。このふるさと応援基金そのものが町の活性化だとかいろんな施策を施行する、そういう目的で積み立てられている基金だというように認識をしています。

そうすると、このふるさと応援基金と地方創生基金、この位置づけについて、当局はどんな考え方を持っているかお聞かせいただきたいと思います。

議長(山田庄一君) 総合戦略課長。

(総合戦略課長 林 市治君登壇)

総合戦略課長(林 市治君) ただいまの質問にお答えいたします。

ふるさと応援基金は、個人のふるさと納税につきまして、それを、納税を受けたものを積み立てているという趣旨の基金でございます。このたびの地方創生基金条例につきましては、企業版ふるさと納税、企業が寄附をしたもの、そちらを積み立てるための基金ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長(山田庄一君) ほかにありませんか。

久保君。

15番(久保秀雄君) 前回というか、全協の中で、このふるさと応援基金も含めてですけれども、特定寄附と一般寄附と、この使い道について明確にされていないと、こういう質問をさせていただいています。

ふるさと応援基金についても、幾つかの特定寄附というのがあるということをお答えいただいているんだと思います。そういうことの中で、このふるさと応援基金の特定寄附、そして、今度、地方創生基金は企業版だということでもありますけれども、その中でそういった意味合いのというか、目的を持った寄附行為、こういうものが出てくるのか、全て一般寄附という扱いであるのか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思っています。

議長(山田庄一君) 総合戦略課長。

(総合戦略課長 林 市治君登壇)

総合戦略課長(林 市治君) ただいまの質問にお答えします。

ふるさと納税における個人の寄附、それから企業版ふるさと納税における企業からの寄附、これにつきましては全て一般寄附に当たります。ただ、個人のふるさと納税につきましては、町のほうで7つの用途を定めて、そちらを応援していただけるような形で受け口をつくっているというところがございますので、以前その点で特定寄附に当たるのかというお話がありましたけれども、基本的には一般寄附でございますが、そういった、ある程度目的を持って寄附をしていただいた方にはその旨はお知らせする必要があるということでお答えさせていただいた経緯がございます。

企業版ふるさと納税におきましても、一般寄附という扱いでございます。繰り返しになります。ただし、企業版ふるさと納税につきましては、町のほうで地域再生計画というものを定め、その計画に見合ったものでないと寄附が受けられないというか、企業としますと、企業版ふるさと納税というのはある程度税の優遇を受けられるという寄附でございますので、町のほうで受けた地域再生計画に沿った事業に寄附をいただいた者がその優遇を受けられるというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

議長(山田庄一君) 総合戦略課長。

(総合戦略課長 林 市治君登壇)

総合戦略課長(林 市治君) すみません、ただいまの発言を訂正させていただきたいと思っています。

一般の方のふるさと納税、企業からの企業版ふるさと納税を私、一般寄附と申し上げましたけれども、正確には指定寄附に該当するということであります。よろしくお願いた

します。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 企業版ふるさと納税、地方創生のほうなんですけれども、今の課長の答弁で、町の施策に沿った事業に対して寄附をしたらと。それ以外のものは受け付けないのかどうか、その辺のところ、せっかく企業が町に寄附してくれると、こういうことであれば、いろんな折衝はあるんだと思いますけれども、町が寄附をしていただいで、それを町の活性化、発展のために有効に使うと、こういうのが私は一つの流れになっていくんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えします。

企業版ふるさと納税につきましては、町で定めた地域再生計画、この計画の内容というのが第2期みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略全般の事業を行えるような形になっておりますので、幅広くお受けできると思います。

ただ、どうしてもその事業に合致しない場合には一般寄附となってしまう可能性はありますけれども、定めた地域再生計画では広くお受けできるというふうに、そういう形で策定してありますので、よろしく願いいたします。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

これより議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、みなかみ町地方創生基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、みなかみ町地方創生基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（山田庄一君） 日程第11、議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益

剰余金の処分についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第55号についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金の使途は、決算時の欠損金の補填に限られます。企業債償還や建設改良工事等の財源を確保し、計画的な事業執行を行うため、未処分利益剰余金を処分し、減債積立金、利益積立金及び建設改良積立金として積み立てることができます。

今回、未処分利益剰余金6億8,761万9,080円を減債積立金3,000万円、利益積立金3,000万円及び建設改良積立金6億2,761万9,080円として処分いたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

議長(山田庄一君) お諮りいたします。

議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、令和3年度みなかみ町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 認定第1号 令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長(山田庄一君) 日程第12、認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 認定第1号から第6号まで一括して説明申し上げます。

最初に、認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は170億3,452万5,881円、歳出総額は161億2,443万2,272円で、歳入歳出差引残額が9億1,009万3,609円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が1億4,728万5,000円ありますので、実質収支額は7億6,280万8,609円となっております。

歳入につきましては、町税が33億1,250万4,241円で、歳入の19.4%を占めております。その主なものは、町民税8億425万3,380円、固定資産税21億7,444万2,842円であります。地方譲与税は2億1,375万円で、そのうち、令和元年度に創設された森林環境譲与税は1,676万7,000円であります。各種交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金2億5,822万2,000円を含め、合計で8億1,817万6,170円あります。地方交付税では、普通交付税が49億3,801万9,000円、特別交付税が3億5,948万5,000円あります。

分担金及び負担金は9,152万1,412円で、学校給食費負担金5,640万6,980円等あります。使用料及び手数料は、町営住宅使用料、一般廃棄物収集処理手数料等で2億1,309万4,740円あります。国庫支出金は19億1,105万292円で、主なものは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億135万2,000円、障害者自立支援給付費等負担金1億9,910万2,526円、児童手当負担金1億2,813万9,557円、子どものための教育・保育給付交付金1億4,420万5,995円、社会資本整備総合交付金等あります。

県支出金は11億7,423万9,272円で、障害者自立支援給付費等負担金9,955万1,262円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金5,418万5,488円、国民健康保険基盤安定負担金7,335万4,693円、福祉医療費補助金5,493万8,052円等あります。

寄附金は6億8,680万3,050円で、主なものはふるさと寄附金6億8,103万1,000円あります。

繰入金は4億4,625万200円で、主なものは財政調整基金繰入金2億2,000万円、ふるさと応援基金繰入金1億5,370万円あります。

町債は19億7,660万円で、主なものは過疎対策事業債が7億8,890万円、地方交付税で交付されるべきところを町債としている臨時財政対策債が4億3,620万円等あります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費は1億2,760万2,659円あります。

2款総務費は26億3,472万1,491円となり、主な内訳は総務管理費23億6,

506万7,808円、徴税費1億5,526万8,531円であります。総務管理費の主なものは、一般管理費7億3,598万8,420円、財産管理費9,204万2,682円、企画費3億3,982万1,641円、地域振興費6億8,547万4,430円であります。

3款民生費は29億8,372万5,639円となり、主な内訳は社会福祉費19億5,064万9,957円、児童福祉費10億3,303万6,988円であります。社会福祉費の主なものは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業1億9,095万5,668円を含む社会福祉総務費3億1,623万1,749円、福祉医療費1億1,709万1,103円、障害者福祉費5億3,715万8,993円、介護保険費4億5,938万5,166円、後期高齢者医療費4億1,557万5,977円であります。

また、児童福祉費は児童福祉総務費1億3,722万2,796円、子育て世帯臨時特別支援事業1億9,481万7,685円を含む児童措置費3億9,414万2,388円、保育等施設費4億9,500万2,776円等であります。

4款衛生費は12億6,464万4,583円となり、主な内訳は新型コロナウイルスワクチン接種事業を含む保健衛生費6億3,084万4,224円、清掃費5億8,717万8,202円等であります。

6款農林水産業費は6億6,102万6,068円となり、内訳は農業費4億5,765万8,553円、林業費2億336万7,515円であります。

7款商工費は9億3,269万3,242円となり、内訳はふるさと応援チケット事業1億1,316万5,372円などを含む商工費2億1,185万2,525円と、愛郷ぐんま地域クーポン事業1億5,114万931円などを含む観光費7億2,084万717円であります。

8款土木費は23億2,795万8,427円となり、主な内訳は道路橋梁費13億4,222万2,362円、町道悪戸矢瀬線整備事業を含む都市計画費7億9,596万9,880円、住宅費1億5,409万8,683円等であります。道路橋梁費は道路橋梁総務費8,979万396円、道路維持費1億9,900万8,335円、道路新設改良費2億8,871万8,334円、橋梁維持費2億8,359万8,611円、除雪費4億8,110万6,686円であります。

9款消防費は防災行政無線整備事業2億3,552万2,303円を含む7億6,869万555円であります。

10款教育費は18億2,977万1,290円となり、主な内訳は小中学校統合推進事業1億7,941万3,856円を含む教育総務費7億3,958万3,839円、高等学校費4億1,398万5,400円、社会教育費2億1,979万7,291円、学校給食費2億6,009万3,197円等であります。

11款災害復旧費は5億5,710万6,892円となり、主なものは令和2年9月に発生した豪雨災害に伴うものであります。

12款公債費は20億1,917万7,330円となり、元金19億9,310万9,378円と利子2,606万7,952円であります。

以上、一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額24億782万856円、歳出総額22億5,530万9,858円、歳入歳出差引残額は1億5,251万998円となりました。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が4億3,849万9,268円で歳入総額の18.2%、3款県支出金が16億4,863万8,304円で歳入総額の68.5%、6款繰越金が1億4,835万1,653円で歳入総額の6.2%などとなっております。

歳出につきましては、2款保険給付費16億1,466万2,399円が大部分を占めており、歳出総額の71.6%であります。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額3億190万958円、歳出総額2億7,821万4,336円、歳入歳出差引残額は2,368万6,622円となりました。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が1億8,145万2,500円で歳入総額の60.1%を占め、続いて2款一般会計繰入金8,455万6,761円の28%などとなっております。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が2億6,265万8,705円で大部分を占めており、歳出総額の94.4%であります。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第4号、介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額29億774万9,722円、歳出総額28億3,664万6,312円、歳入歳出差引残額は7,110万3,410円となりました。

歳入につきましては、1款介護保険料が5億4,329万7,180円で歳入総額の18.7%、4款国庫支出金が7億4,401万8,575円で25.6%、5款支払基金交付金が7億4,719万7,206円で25.7%などとなっております。

歳出につきましては、2款保険給付費が26億8,306万2,678円で大部分を占めており、歳出総額の94.6%であります。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第5号、下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は8億7,864万8,734円、歳出総額は8億4,775万4,966円、歳入歳出差引残額は3,089万3,768円となりました。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料が2億5,720万3,070円で歳入総額の29.3%、5款一般会計繰入金が4億5,704万8,000円で歳入総額の52%、7款町債が1億1,480万円で13.1%などとなっております。

歳出につきましては、2款下水道事業費が3億4,179万7,934円で歳出総額の40.3%、3款公債費が4億259万5,260円で47.5%などとなっております。

以上、下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第6号、水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入4億136万6,150円、支出3億6,191万1,001円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、収入5,680万2,898円、支出1億9,101万4,242円となっております。不足額1億3,421万1,344円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,557万1,411円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額863万9,933円で補填をいたしました。

以上、水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

認定第1号から第6号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 澁谷正誼君。

澁谷君。

（代表監査委員 澁谷正誼君登壇）

代表監査委員（澁谷正誼君） 代表監査委員の澁谷でございます。

議長からご指名をいただきましたので、私のほうからさきに行いました決算審査についての意見書について、概略をご報告させていただきます。

まず、1ページを見ていただきますと、基金の審査意見についてということで表記してございますけれども、このことは地方自治法第233条第2項の規定により実施されたものでございまして、7月13日から29日まで、実質11日間にわたって審査をさせていただきました。各課のご協力、ありがとうございました。

これにつきましては、この1ページの右上にございますように、8月19日に鬼頭町長のほうに提出してございます。

では、中に入りまして2ページ、一般会計からでございます。総説ということで、表が2段出ておりますけれども、中ほどの財政収支の状況からご説明をします。一部、町長からのご報告と重複いたしますけれども、令和3年度の歳入総額は170億3,452万5,881円、予算額に対しましては94.17%、調定額に対しては96.12%であったわけであります。

また、自主財源としての約6割を占める町税につきましては、33億1,250万4,241円で、歳入全体に占める割合としては19.45、約2割というふうになっております。

歳出については、総額161億2,443万2,272円、歳入歳出差引残額は9億1,009万3,609円ということになりました。

財政運営の状況でございます。歳入につきましては、町税における収入未済額5億1,449万6,382円、調定額に対しましての収納率は84.63%、不納欠損額は8,700万5,284円というふうになってございます。

歳出については、予算額180億8,966万6,000円に対しまして支出済額は16

1億2,443万2,272円でありまして、このうち不用額として1億7,989万9,728円、そして翌年度の繰越額が7億8,533万4,000円というふうにあります。予算の執行率は89.14%でございました。これ、執行率、昨年は約83%ぐらいでしたけれども、今年はやや効率的な執行ができたというふうに感じております。

3の基金の状況であります。それぞれ基金につきましては、積立てと運用利子、その他積立てを行っておるようでございます。3年度決算により生じた剰余金のうち約4億円については令和4年度に積み立てる予定であるわけでありまして、

ここに一覧表を掲示してございます。町では全部で16の項目の基金があるわけでございます。前年度末では約7億1,800万、本年度末では約7億8,000万ということで、約6億9,000万円前年よりも積立てが増加したという実態でございました。

次に、各説でございます。

まず、歳入であります。ここに歳入決算額の推移ということで表を4ページ、5ページにわたって掲載してございます。令和元年、2年、3年というふうに3年間掲載してございまして、それぞれ一覧になっておりますのでご覧いただければと思います。

この中で、5ページの中ほどに寄附金というのがあります。本年度6億8,680万3,050円、この中には先ほどの質問とも関係します企業版のふるさと納税というものが約4,250万円ほどあります。昨年はゼロだったわけでありまして、企業としても税制上のメリットがあるということで、本年は全国的に増えているという状況を聞いております。

次に、歳入の主な状況でございます。

まず、町税であります。町税は調定額3億9,400万5,907円、これに対しまして収入済額は3億3,250万4,241円、収納率は84.63%でありました。徴収についてはより一層の努力を望むものであるというふうには書きましたけれども、表を見ていただくと分かりますように、昨年の徴収率は一番右のほうの中ほど、82.62%、今年度は84.63%ということで、2ポイントほど上回っております。これは各担当のご努力によるものというふうに考えております。

11款の地方交付税。地方交付税は5億9,750万4,000円、この中には利根商業高等学校分として4億2,350万円が含まれておりまして、その全体的な表については次のページの表をご覧いただければと思っております。

中ほどに表がございまして、13款から21款までの収入未済額、これも後ほど全体の収入未済額が出てまいりますので、参考に見ていただければと思います。

2番の歳出。まず、1款の議会費であります。7ページになります。

議会費の歳出総額は1億2,760万2,659円でありまして、主なものは議員報酬、議員手当、職員人件費等でありまして、産業・観光・民生それぞれに課題は多いわけでありまして、引き続き未来に向かって進むべき道筋を確立できるような議会運営にご期待を申し上げたいと思っております。

以降の各款については、数字につきましては先ほど町長からご報告がありましたので、コメントに関する部分のみ概略を説明させていただきます。

まず、2款の総務費であります。半分より下のほう、職員減少の中にあつて当面の課題は、少数精鋭による行政執行ではないだろうかというふうに思われます。後ほど総括意見の中にもありますので、ここだけに止めておきます。職員個々の資質の向上、これは度重ねての研修実施というものが効果的だろうというふうに思われますので、適時適切な研修体制の確立を望みたいと思っております。

3款の民生費であります。下から3行目のところから、生きがいを感じている高齢者の割合は令和元年度78.1%から令和2年度77.8%、令和3年度67.1%とやや低下が続いております。このところのコロナ禍による行動制限等も影響しているのではないかというふうに思われております。

一方、地域で支え合う福祉活動を行っている町民の割合というのは、令和2年度の36.9%に対し令和3年度は35.3%で、これもやはり低下しております。行政としては、一人でも多くの町民の方が健康寿命を延ばし、元気な町が形成されていけるために、身近な声かけのできる範囲での見守り合う体制、こういったものが必要でございまして、福祉問題だけでなく多くの場面で今後も必要となるのではないかとこのように思われます。ボランティア団体の育成、あるいは各種の情報をどう生かすか、こういったことに対して施策の充実に期待するところであります。

4款の衛生費であります。可燃ごみ処理方法につきましては、利根沼田ブロックでの広域処理というものを目指すというふうになりました。ただ、当面ごみの減量化、廃プラごみのリサイクル化、紙ごみの分別等の促進をしていただかなければなりませんけれども、これを進めるためには町民のさらなる理解を深めることというのが大前提になるわけであり、このための啓発をどう進めていくか、生ごみ処理機による資源化の進展等も考慮に入れながら十分な対応を求めていきたいと思っております。

5款の労働費は飛ばします。

6款の農林水産業費、下から3行目のところから、町における農業者の農業所得は2.2億円となり、実数では前年をやや下回ったものの、ほぼ前年並みの結果となりました。また、農業を牽引していく中核としての農業法人、これが1団体、認定農業者が5人、それぞれ前年を上回ったようでございます。ただ、集落における高齢化というのは、これは今後もますます進行していくというふうな状況にあるわけでございます。自給的農家も含めた農村対策というのはより難しい局面を迎えつつあるように思われます。英知を出しての対応が求められるところでございます。

7款の商工費、町における観光宿泊者数、入湯客数は前年をやや上回る結果となりました。アフターコロナを見据えて、本町の豊かな、そして魅力ある自然を抱えた立地をより多くの人に伝えるため、一層の情報展開を望みたいと思っております。

8款の土木費、都市計画道路改良率は令和2年度までずっと約37%台で続いてきたわけでありましたけれども、令和3年度には約75%に達しました。特に悪戸矢瀬線の完成によるということが非常に大きいものがあるわけございまして、今後も道路改良の進展に期待をしたいと思っております。

なお、町営住宅につきましては、引き続き利活用についての積極的な対応を望んでいき

たいと思います。

9 款の消防費、次のページをご覧ください。近年、火災にとどまらず災害等の発生も多く、消防団員の活動も増えているわけであります。しかし、定員 6 6 2 名に対しまして現在 5 6 2 名という実態にあり、厳しい運営だというふう聞いております。また、機能別消防団員として 7 名が加入されておりますけれども、各分団の事情がそれぞれ異なるようございまして、なかなか参加率が向上しない状況にあるというふうに言われております。災害等は不測の事態でありまして、自主防災組織の底上げ、こういったものを図りながら連携を取って、町民の安全確保のためにご尽力いただきたいと思っております。

1 0 款の教育費であります。中ほどから下のほう、中学校の統合に係る経費に加えて、公立学校の情報機器購入費、学校情報通信ネットワーク環境整備など、これまでにない多くの事業が実施されてまいりました。新たな時代の教育環境の確立に係る事業が増加することは今後とも必至であるというふうに思われております。子供たちが新しい授業等の環境変化に十分対応できるよう願うことはもちろんでありますけれども、これまでにない教育手法の進展に向けて、関係者のより一層の対応に期待したいところでございます。

次のページの 1 3 款の諸支出金でありますけれども、上から 2 行目のところ、令和 3 年度の土地開発公社、この開発公社についても決算審査をさせていただきました。出納関係帳簿及び証書類、これを照合してその内容を試算の上審査をした結果、会計処理は適法適正であるというふうに認めたところであります。

次に、第 2 の特別会計であります。

現在、町には 4 つの特別会計があるわけでありまして、それを総括する形で表を 3 つほど掲載してございます。

まず最初の特別会計歳入・歳出決算額、これは全体の数字を並べたものでございまして、先ほど町長のほうから具体的なお話がありましたけれども、それぞれ歳入歳出とも前年を上回った状況にありました。歳入につきましては前年比 1 0 4 . 8、歳出につきましては前年比 1 0 5 . 6 という状況にあったようでございます。

次の一般会計の繰入金の状態ですが、国民健康保険、それから後期高齢者、これにつきましては繰入金は前年よりも下回っておりますけれども、介護保険と下水道事業がやや前年を上回ったということで、全体としては 1 1 億 4 5 3 万 1, 7 3 7 円で、前年対比で 1 0 5 . 4 % という実績でございました。

次に、表が 3 つあります。上の 2 つはそれぞれ指標を計算したものでございまして、ご覧いただければと思います。

3 つ目の収入未済額、これにつきましては、令和 2 年度に比べまして令和 3 年度はそれぞれ前年を下回ることができました。ただ、後期高齢者医療保険等につきましては 1 0 0 . 2 ということで、ほぼ前年並みといえますか、前年よりもちょっと未済が増えたわけでありまして、いずれにしても合計で、令和 3 年度は 1 億 7, 6 0 0 万に対して昨年度が 1 億 9, 4 0 0 万ということでございまして、前年よりも約 1, 8 0 0 万円ほど収入未済を減らすことができたというのが実態でございまして。

次に、各会計状況でございまして。これはご覧いただければと思っております。

15ページをお願いします。第4の審査結果の総括意見でございます。令和3年度の決算審査は、前年度決算審査に引き続き契約書の締結が必要な事業、補助金等交付事務について重点的に審査をさせていただきました。

まず1番の歳入についてであります。町税及び使用料等は町を支える礎でございます、収入未済額を増やさない対応に今後とも重要課題として取り組んでいただきたいと思います。毅然とした厳しい対処により住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれるところでございます。

なお、滞納者への督促、それから交涉及び滞納額管理及び滞納繰越金の起票においてトラブルやミスなどの発生を防ぐためにも複数職員で対応しながら、年度末には再度収入未済の確認を行うなど、二重チェックを今後とも行っていただければというふうに思っております。

次に、先ほど申しました収入未済の一般会計、特別会計全て含んだ未済額でございます。令和3年度と2年度を併記してございます。次のページの16ページのところに、これ、合計額としては出しておりませんが、合計で令和3年度は8億7,000万、昨年度が10億5,000万ということで、約2億円ほど全体としても未済額を減らすことができたというふうに見ております。それぞれ各担当のご努力によるものというふうに思っております。

次に、歳出についてであります。健全財政に向けまして、地方債の新規発行の抑制等、鋭意努力されているということが認められるわけでありまして。しかし、地方交付税の合併算定替による加算措置が平成28年度から段階的に削減されてまいりました。令和3年度からは完全に一本化になったわけでありまして。

こうした中で、小学校の統合計画が進行しておりまして、そのほか橋梁でありますとかため池の長寿命化の対応、あるいは老朽化している施設における改修等の必要性なども出てきておりまして、厳しい財政運営が想定されております。個別の事務事業の必要性・重要性につきましてさらなる検討を進めていただきまして、保有する未利用財産などは売却・貸付を図るなどして、少しでも経費が削減できますよう対応を進めていただきたいと思います。

3番の積立基金であります。令和3年度における普通会計における積立基金は総額で78.7億円、前年度に対しては6.9億円の増というふうになりました。前年比では109.7%であります。この中で、財政調整基金は前年を0.2億円ほど下回ったわけでありまして、その他特定目的基金が5.9億円積立増となったわけでありまして。これは、交付税合併算定替による加算措置の終了による影響が予定よりも少なかったこと、また、新型コロナウイルスによる感染者の増加のために各種の事業が未実施となった、あるいは規模が縮小された、こういったことによりまして一般財源が抑えられたことによるものであるというふうに見られております。

ただ、今後も、先ほど言いましたように社会保障費、施設維持費等財政運営に対する大きな影響を及ぼす各種の費用負担が想定されているわけでありまして、適切な基金運用により安定した行政運営が図れるよう管理を徹底していただきたいと思います。

4番の補助金・請負契約等各種書式管理についてであります。例年、公正な予算運用がされているかという観点から、各種事業の中から試査の形で標記事務についての監査を実施しております。この中で、業務に係る一連の帳票類の提示、説明を受けました。基本的に過誤なく予算執行が行われたことは確認できたところであります。

ただ、一部事務手続におきまして、書式の扱い方などに担当者の認識の違いなども散見されたことから、引き続き統一的な対応が図れるよう望みたいと思っております。

次に、5番のみなかみ町の行政執行における適正な人員管理についてであります。これまで町では財政の健全化のために行財政改革に取り組んでまいりまして、特に人件費は大きく抑制されてまいりました。平成30年度以降、年々当初目標値を下回り続けており、現在、職員数は当初の行財政改革の目標とされておりました240人規模を大きく下回り、令和3年度は215人でありました。このことと直接関係しているかについての因果関係というものは分かりませんが、職員の年次有給休暇消化率というのはここ何年も30%をやや上回る程度の結果に推移しているというふうになっております。

職員数というのがどうあるべきかということにつきましては、これまで類似団体でありますとか国における第10次定員モデル、こういったものをそれぞれ念頭に置くべき指標に出されておりますけれども、行政需要の多様化というのは今後も想定されるところでございまして、国や県等に関わる新たな施策やこれに伴う補助事業、あるいは今次の新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした各種の行政需要への対応をはじめ、これまでになかった事務事業を推進する必要性というものが生じてくるのではないかとこのように思われます。

こうした状況を考慮しつつ、現在のみなかみ町での行政執行に当たっての適正人員はどのくらいなのか、まずは現在の事務事業をベースとして検討する必要があるのではないかとこのように思われます。

そもそも現在の定員管理は、平成19年に行財政改革行動指針というものが出されまして、その当時に示されたものでございまして、それから既に15年が経過しておるわけです。現在の社会情勢、あるいは予算規模等も大きく変化している、こういった状況の中では、みなかみ町の地理・地勢あるいは産業と観光、あるいは町民福祉やインフラ関係等の実態を見据えて、みなかみモデルとしての定員管理が確立されることを望みたいと思っております。

こうした中で、事務事業の統廃合や縮減、これについては、これまでの検討を受けて、一部取り組まれたものもあるわけでありまして、多くの成果を上げるまでには至っておりません。対応の仕方で実現可能となるものを導き出し、変化する社会情勢に適應できる体制というものが求められているわけでありまして、適正な行政規模と少数精鋭による行政運営というのは不可欠でございまして、今後も経費の削減、事務の効率化、人員配置の適正化等に向けてしっかりとした取組を期待したいと思っております。

次の6番の上毛高原駅周辺整備についてであります。町ではみなかみ町幸せ創生本部事業という形で208万円が支出されました。この中には上毛高原を核としたまちづくり構想策定委員報償金というものが支出されておるわけでありまして、この策定委員会は16名の委員で構成されており、年度内に4度の委員会を開催しながら、本年2月に上毛高

原駅を核としたまちづくり構想を取りまとめたわけであります。

内容は、主に新幹線駅名変更、それと新幹線駅周辺のまちづくりであるわけでありますがけれども、この中の新幹線の駅名変更につきましては従前から動きはありました。今回の構想ではプロジェクトを立ち上げて、町外の関係者も加えながら駅名確定の必要性についての理解を深めたいというふうに言っております。

注目したいのは新幹線駅周辺の整備についてでありまして、みなかみ町の将来を見据えて移住者向けの住宅開発、駐車場やバスターミナルの整備、ワーケーション関連の施設や商業施設、公共・公用あるいは観光等々の関連施設などを重点的にして、可能なものから順次取り組む方向というものが出されております。

まさにみなかみ町の表玄関として、それにふさわしい景観と機能を整備し、将来にわたってみなかみ町が発展し続けるための素地づくりというものを目指しているわけでありまして。この壮大な計画の遂行に当たっては、まずアクションプランの早期の確立というものが必要でありまして、その体制づくりこそが急務であるというふうに思われます。

20年、30年先を見据えた取組として、多くの問題と課題が山積していると思われましますけれども、地元代表者の参加も求めながら、まずはその道筋をつける努力をしていただきたいというふうに思います。

次、7番の老朽化した町有施設の今後の対応についてであります。現在、町には休憩施設、あるいは農業者の健康増進施設、一般的には体育館と言われてはいますがけれども、あるいはトレーニングセンターなどのほかに観光会館や民俗資料館などの施設において、老朽化が顕著になったものや利用形態の変化したものなどによりまして、その存続への対応が迫られている状況というものも見られているようであります。

今後とも財政状況が好転するという要素は低いわけでありまして、処置を引き延ばして後年度負担が増大する可能性というのは極めて高いというふうには言わざるを得ない現状にあります。整理縮小、あるいは用途変更による利活用、こういったものについての思い切った早期の計画と実行性を求めています。

次の8番の移住定住に向けた取り組みであります。

近年、都市部における若い世代にこれまで見られなかった農村回帰への意識変化が各種のデータの中に見られているというふうには言われておりまして、町においてもそういった状況を踏まえながら各種の施策に取り組んでいるわけであります。

そのうち、その一つとして地域おこし協力隊に期待するものということで、町では移住定住促進費ということで約6,370万円が支出されました。その核となるのが、地域おこし協力隊事業としての4,890万円であります。令和3年度には12名の隊員が、県内はもちろんでございますけれども、遠く沖縄、あるいは福島や愛知、こういったところからも移住してきておりまして、観光協会でありますとか農村公園公社などをはじめ各種の団体に所属しながら活動していただいております。

地域外からの斬新な視点を生かしながら、任地における地域活動の担い手の一人として期待をされているわけでありましてけれども、単なる活動だけでなく、隊員の生まれ育った環境から見たこのみなかみ町の利点、欠点、我々町民にとってはふだんの生活の中で受

け止める景観とか産業・文化全てにわたって、あって当たり前、なくて当たり前という認識があるわけでありますけれども、これに対して外部からの目線ではどう見えているか、最長3年間という任期の中での提案を受けながら、町としてどう生かしていけるかが最も期待すべきことではないかというふうに思われます。

町と隊員とで認識を共有しながら磨き上げたみなかみ町への移住定住に向けまして、発信できるような体制づくりを期待したいと思います。これは町の現在のありようを否定するものではありません。より魅力あるまちづくりをしていくための一つの方法として取り組んでいただければというふうに思っているわけであります。

2)の「空き家バンク事業」の充実を。空き家等活用促進事業は、令和3年度500万円の事業費で19件の物件が成約となりました。空き家の賃貸等についての空き家バンクは、移住を検討している人にとっては自治体が運用しているということで安心できるとして、全国的にも一定の成果を上げているというふうに言われております。ただ、賃貸を計画している人の要望も様々でございまして、なかなか思うような物件が見つからないという状況もあると見られます。

こうした要望の一つに、近年、子育て家庭などを中心に、子供に安心できる野菜を食べさせたい、あるいは休日を家庭菜園などでリフレッシュしたいといった要望もあるというふうに聞いております。いわゆる農地つきの空き家を探す人も増えているという実態であるというふうに思います。

農地の取得に当たりましては、ご存じのように農業委員会の許可が必要となっております。また、許可要件の一つとして下限面積要件があるわけですが、希望者にとっても一つのハードルとなっていることは事実であるわけであります。こうした状況を見越して、他の自治体でも空き家に付随する農地に別段の面積を設定いたしまして、要望に応える事例も増加しております。

当町においては、現在のところホームページやパンフレットにおきまして、空き家バンクの登録につきましては「居住を目的とした宅地等（農地は除く）」というふうに表記されておきまして、農地の登録は認められていないようであります。

上述のような趨勢を踏まえまして、いろいろな要望に応えられるように窓口を広げて、一人でも多くの移住定住者の増加に結びつくような施策の展開を望みたいと思っております。

以上、要望事項も含めまして、まとめて意見を記したところでございます。本町の将来に向けて対応を望みたいと思っております。

令和3年度決算におきまして、出納関係帳票類及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、一般会計、特別会計及び企業会計を通じて、会計処理は適法適正だというふうに認めましたので報告をいたします。

終わりに、本年度、議会議員選挙が今年あります。これを機に勇退をされる方、あるいはまた再度立候補していただける方、それぞれあろうかと思っております。これまでの任期の間、諸般にわたって誠実に誠心誠意ご尽力をいただきました皆さん方に対しまして、監査委員の立場からも心から敬意を表したいと思っております。ありがとうございました。

以上、私の報告を終了させていただきます。

議長（山田庄一君） 以上で決算審査の報告を終わります。

議長（山田庄一君） ここで暫時休憩します。再開を10時50分とします。

（10時34分 休憩）

（10時50分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。

認定第1号から認定第6号につきましては、明日、連合審査会を開催しますので、詳細な質疑につきましては連合審査会にてお願いいたします。

認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、令和3年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、令和3年度みなかみ町下水道事業会計決算認定について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和3年度みなかみ町下水道事業会計決算認定についてまで、以上6件は、委員会議案付託

表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、令和3年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和3年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件は、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第56号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議長(山田庄一君) 日程第13、議案第56号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第56号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,133万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億6,693万6,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費320万円の増額は、住民基本台帳管理事業であります。

3款民生費、2項児童福祉費200万3,000円の増額は、子育て世帯等臨時特別支援事業であります。

4款衛生費、1項保健衛生費5,700万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。

6款農林水産業費、1項農業費618万円の増額は、農地情報管理事業及びため池整備事業であります。

7款商工費、2項観光費1,245万円の増額の主なものは、観光センター改修事業であります。

8款土木費、2項道路橋梁費5,200万円の増額の主なものは、単独道路改良事業であります。

10款教育費、1項教育総務費850万円の増額は、小中学校統合推進事業であります。財源となる歳入補正につきましては、国庫支出金5,700万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金であります。

県支出金92万5,000円の増額は、農地集積・集約化対策事業補助金です。

繰越金2億6,280万8,000円の増額は、純繰越金です。

町債1億7,940万円の減額は、臨時財政対策債です。

以上が一般会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第56号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）については後日の本会議において審議することに決定いたしました。

休会の件

議長（山田庄一君） お諮りいたします。

明日8月26日から9月1日までの7日間は議案調査のため休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日8月26日から9月1日までの7日間は休会することに決定いたしました。

散会

以上で、本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

本日、この後11時5分から議会全員協議会を開催いたしますので、出席をお願いいたします。

明日26日には、午前9時より決算連合審査会を開催いたします。

29日には、午前9時より総務文教常任委員会を開催いたします。

30日には、午前9時より厚生常任委員会を開催いたします。

31日には、午前9時より産業観光常任委員会を開催いたします。

最終日、9月2日は午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（10時57分 散会）